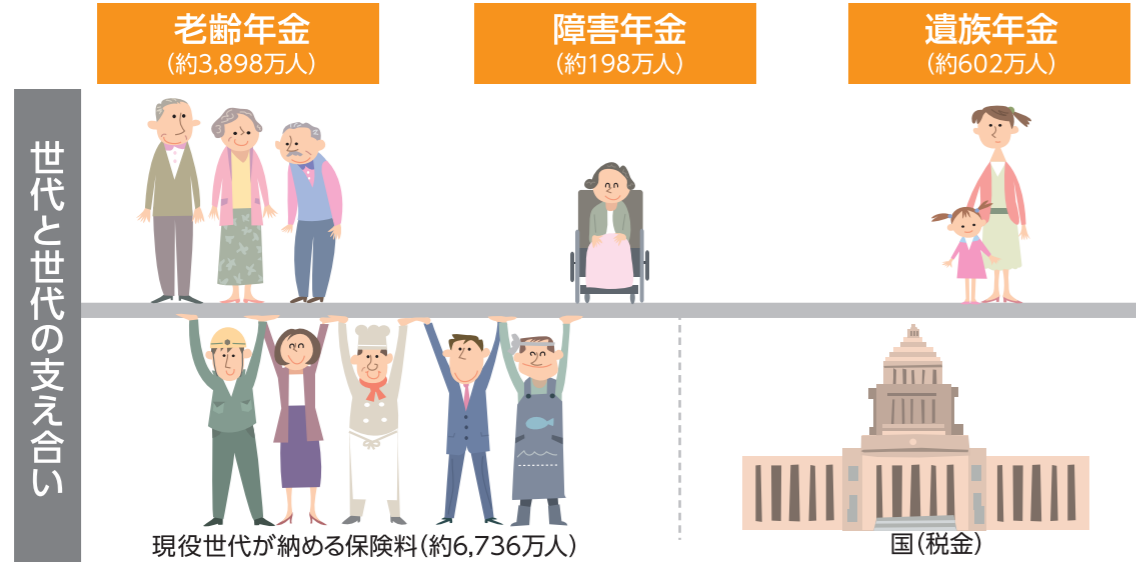


4

「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金制度は、現役世代が納めた保険料によって、いまの高齢者の方の年金が支給され、いまの現役世代が高齢者になった時は、子ども世代が納めた保険料が年金の支給にあてられるという「世代と世代の支え合い」(世代間扶養)を基本に運営しています(これを賦課方式といいます)。保険料以外にも、国庫(=税金)や積立金が年金の給付に充てられています。

公的年金制度は、賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みにより、終身にわたって給付を行い、かつ、賃金や物価が上昇しても、給付の水準を改定(年金額のスライド)することで、実質的に価値のある給付を行うことができます。



自分が老後受け取る年金の額は、現役時代にどれだけ老後世代を支えたか(加入期間や支払った保険料)に応じて決まる仕組みになっています。



山形県年金ポスターコンクールより

平成
26年度

わたしと年金

あなたと公的年金のエピソードを

お聞かせください。

応募要項

● 応募作品

- あなたと公的年金制度をテーマにしたエッセイ。公的年金の大切さ、あなたや身近な方と公的年金とのかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。
- 日本語で1,000~2,000文字以内。
- 氏名、氏名ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
- 応募作品は返却しません。

● 賞

- 優秀な作品の応募者には、表彰状の授与並びに記念品を贈呈します。
- 受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
- 受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

● 応募資格

一般、学生・生徒(中学生以上)

● 応募期間

2014年6月2日(月)~9月19日(金)
締切日消印有効

● 提出先・お問い合わせ先

(郵送で提出する場合)
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 サービス推進部
サービス推進グループ わたしと年金 担当まで

(電子メールで提出する場合)
watashito-nenkin@nenkin.go.jp

電話番号 : 03-5344-1100 (代表)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

平成26年 わたしと年金 エッセイ

主催 日本年金機構

後援 厚生労働省
文部科学省

年金セミナーのお知らせ

日本年金機構では、地域に根ざした年金制度の啓発活動の一環として、関係教育機関にご協力いただきながら、年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくための年金セミナーの開催に取り組んでいます。

日本年金機構の職員が各学校等へお伺いし年金セミナーを行います。年金セミナーで使用するスライドや資料は、全て日本年金機構が用意いたしますので、教職員の方々の準備等は必要ありません。年金セミナーの詳細につきましてはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※各年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本の年金制度の概要

1 公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

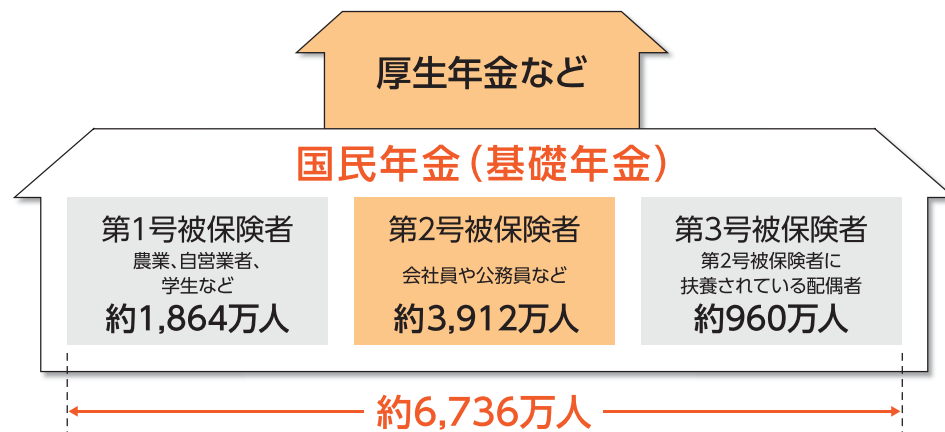
公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、①年をとったとき、②病気やケガで障害が残ったとき、③家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。
 - 原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません(社会保険方式)。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。
- ▶ 保険とは、将来起こり得る事故に備えて保険料をみんなで拠出し、事故が起きたときに集団で支え合う仕組みです。社会保険とは、社会連帯の精神に基づき、病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付を行って、生活の安定を図ることを目的とした公的な保険制度です。

2 公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金等」の2階建て構造です

日本の公的年金制度は、2階建て構造で、国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取ることになります。



(注)さらにより豊かな老後に備えることを目的として、勤めている会社等が運営する企業年金制度や自営業者等を対象とした国民年金基金があります。

3 公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です

年金という「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても大切なものです。

- 公的年金は自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。
- 思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」が、一家の働き手が亡くなったときには「遺族年金」が支給されます。

老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。

保険料を納めた期間が長ければ長いほど(上限は40年:480月)、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなります。

※厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

国民年金の夫婦の例		厚生年金と国民年金の夫婦の例	
夫	妻	夫	妻
老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】	老齢厚生年金 月額 約98,000円 【40年加入の標準例】	老齢基礎年金 月額 約64,000円 【40年納付】
合計 月額 約128,000円		合計 月額 約226,000円※	

※厚生年金のモデル年金(夫40年加入、妻専業主婦)は、現役世代(男性)の平均賃金に対する比率(所得代替率)は、2009年度時点約62.3%となっています。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

※厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

障害の程度			
重い		軽い	
1級障害	2級障害	3級障害	
障害厚生年金(1級)	障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)	障害手当金
配偶者の加給年金	配偶者の加給年金		
障害基礎年金(1級) 月額 約80,000円	障害基礎年金(2級) 月額 約64,000円		
子の加算(第1・2子) 各月額 約18,000円	子の加算(第1・2子) 各月額 約18,000円		

※子の加算は、第3子以降は各月額 約6,000円

遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある妻および夫は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

子のある妻および夫の例	
上乗せ年金 (2階)	遺族厚生年金
基礎年金 (1階)	遺族基礎年金 月額 約64,000円
	子の加算(第1・2子) 各月額 約18,000円

※子の加算は、第3子以降は各月額 約6,000円